

再生の森事業概要

荒廃した森から、水を育む緑豊かな森への再生

対象林	<ul style="list-style-type: none">● 10年以上間伐未実施の36年生以上の人工林● 松くい虫被害跡地● 民家、田畑、道路又は公共施設周辺に侵入する竹の発生源となっている竹林
実施条件	<ul style="list-style-type: none">● 森林所有者と県による「再生の森協定」の締結 森林所有者は、事業実施後10年間 ●対象森林の適切な管理を実施 ●立木等を全て伐採する行為の禁止● 委託実施の場合はこれに森林組合等林業事業体を含めた3者協定とし、森林組合等は協定期間中の見回りを実施
内容	<ul style="list-style-type: none">● 不要木の伐採(本数率でおおむね30%以上) 必要に応じて ●広葉樹植栽 ● 侵入竹の伐採・整理 ● 森林国営保険の加入 ● 管理道開設 ● 危険木搬出 ● 立会謝金● 松くい虫抵抗性マツの植栽● 竹林伐採
交付金 (標準経費)	<ul style="list-style-type: none">● 県の定める額 作業を委託する場合は、委託費と県が定める額のいずれか低い額 (事業対象となる作業について、森林所有者が経費を負担することは基本的にはありません)

お問い合わせ先

- | | |
|-------------------|---------------|
| ■ 島根県農林水産部林業課 | ☎0852-22-5170 |
| ■ 隠岐支庁 | ☎08512-2-9648 |
| ■ 東部農林振興センター | ☎0852-32-5667 |
| ■ 東部農林振興センター雲南事務所 | ☎0854-42-9562 |
| ■ 東部農林振興センター出雲事務所 | ☎0853-30-5578 |
| ■ 西部農林振興センター | ☎0855-29-5607 |
| ■ 西部農林振興センター県央事務所 | ☎0855-72-9563 |
| ■ 西部農林振興センター益田事務所 | ☎0856-31-9583 |

